

参 考 資 料

第 5 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和6年11月29日提出

議番号	件名
114	玉名市天水石けん加工施設条例の一部を改正する条例
115	玉名市横島農業体験施設条例の一部を改正する条例
116	玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例
117	玉名市民会館条例の一部を改正する条例
118	熊本縣市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約

議第114号関係

玉名市天水石けん加工施設条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 加工施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 玉名市天水石けん加工施設</p> <p>位置 <u>玉名市天水町小天7237番地1</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 加工施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 玉名市天水石けん加工施設</p> <p>位置 <u>玉名市天水町小天7027番地</u></p>

議第115号関係

玉名市横島農業体験施設条例の一部を改正する条例

新	旧														
<p>(利用料金)</p> <p>第11条 利用者は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める利用料（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。</p> <p>2 市長は、_____利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>3 _____利用料金は、利用するときに納めなければならない。</p> <p>4 指定管理者は、利用料金を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第11条 利用者は、別表に定める_____利用料（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>前項</u>の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>3 <u>第1項</u>の利用料金は、利用するときに納めなければならない。</p>														
<p>別表（第11条関係）</p> <table border="1" data-bbox="174 858 1072 991"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>利用料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1人につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農作物収穫体験</td> <td>2,500円</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	利用料	備考	1人につき	農作物収穫体験	2,500円	略	<p>別表（第11条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1167 858 2065 991"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>利用料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1人につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農作物収穫体験</td> <td>1,600円</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	区分	利用料	備考	1人につき	農作物収穫体験	1,600円	略
区分		利用料		備考											
	1人につき														
農作物収穫体験	2,500円	略													
区分	利用料	備考													
	1人につき														
農作物収穫体験	1,600円	略													

議第 1 1 6 号関係

玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

新					旧				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
学校名		位置			学校名		位置		
略	玉名市立天水小学校	略	玉名市天水町小天 7 0 3 2 番地		略	玉名市立玉水小学校	略	玉名市天水町部田見 1 4 4 0 番地 2	
略		略	略		略		玉名市立小天小学校	略	玉名市天水町小天 6 9 6 6 番地
略		略	略		略			略	略
（玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部改正（附則第 2 項関係））									
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
区分	学校名	使用時間	使用料		区分	学校名	使用時間	使用料	
			一般	中学生以下				一般	中学生以下
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
小規模体育館	築山小学校、滑石小学校、大豊小学校、八嘉小学校、伊倉小学校、大野小学校、睦合小学校及び鍋小学校	略	略	略	小規模体育館	築山小学校、滑石小学校、大豊小学校、八嘉小学校、伊倉小学校、大野小学校、睦合小学校、鍋小学校、玉水小学校及び小天小学校	略	略	略
略		略	略	略	略		略	略	略

| 備考 略

| 備考 略

|

議第117号関係

玉名市民会館条例の一部を改正する条例

新									旧																								
別表第1（第9条、第14条関係） ホール使用料 (単位 円)									別表第1（第9条、第14条関係） ホール使用料 (単位 円)																								
時間			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時	時間			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時	9時～ 17時	13時～ 22時	9時～ 22時																
種別	略	略	略	略	略	略	略	略	種別	略	略	略	略	略	略	略	略																
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略																
マルチホール	略	略	略	略	略	略	略	略	マルチホール	略	略	略	略	略	略	略	略																
																		略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略					
																		略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
																		略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
ホワイエ	平日	A	3,000	4,900	6,700	7,900	11,600	14,000	ホワイエ	略	略	略	略	略	略	略	略	略															
		A以外	6,000	9,800	13,400	15,800	23,200	28,000																									
	土曜日、日曜日又は休日	A	3,600	5,900	8,100	9,500	14,000	16,800		略	略	略	略	略	略	略	略	略	略														
		A以外	7,200	11,800	16,200	19,000	28,000	33,600																									
備考 1 Aは、入場料金その他これに類するものを徴収しないとき (Bに該当する場合を除く。)の使用料とする。 2～4 略									備考 1 Aは、入場料金その他これに類するものを徴収しないとき の使用料とする。 2～4 略																								

5 使用時間の超過又は繰上げは認めない。ただし、願出によって超過することがやむを得ないと認めるときは、超過した前及び後それぞれの時間（当該時間が1時間に満たない場合にあっては、1時間）につき、1区分の前後1時間に限り当該時間区分の使用料の3割を徴収する。

6 第5条第3項の規定により開館時間を変更した場合（第12条第2項の規定により教育委員会の承認を得て開館時間を変更した場合を含む。）における使用料は、1時間当たり、22時から0時まで及び0時から5時までにあってはそれぞれ使用に係る種別及び日の属する区分の18時～22時の時間区分に定める額に100分の30を、5時から9時までにあっては使用に係る種別及び日の属する区分の9時から12時までの時間区分に定める額に100分の30をそれぞれ乗じて得た額とする。

7 略

8 略

9 略

10 略

11 略

12 大ホール及びマルチホールの使用料には、ホワイエの使用料を含む。

別表第3（第9条、第14条関係）

略

備考

1 略

2 施設（大楽屋、中楽屋及び小楽屋を除く。）において、入場料金を徴収するとき、又は入場料金は徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料金に相当する金銭を收受するとき、若しくは物品の販売、宣伝等営利とみなされる目的で使用するとき、上記使用料の10割を加算する。

5 使用時間の超過又は繰上げは認めない。ただし、願出によって超過することがやむを得ないと認めるときは_____

_____、1区分の前後1時間に限り当該時間区分の使用料の3割を徴収する。

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

別表第3（第9条、第14条関係）

略

備考

1 略

2 入場料金を

_____徴収するとき、又は入場料金は徴収しない場合であっても、会費、会場整理費その他入場料金に相当する金銭を收受するとき、若しくは物品の販売、宣伝等営利とみなされる目的で使用するとき、上記使用料の10割を加算する。

3 使用時間の超過又は繰上げは認めない。ただし、願出によって超過することがやむを得ないと認めるときは、超過した前及び後それぞれの時間（当該時間が1時間に満たない場合にあつては、1時間）につき、1区分の前後1時間に限り当該時間区分の使用料の3割を徴収する。

4 第5条第3項の規定により開館時間を変更した場合（第12条第2項の規定により教育委員会の承認を得て開館時間を変更した場合を含む。）における使用料は、1時間当たり、22時から0時まで及び0時から5時までにあつてはそれぞれ使用に係る施設の18時～22時の時間区分に定める額に100分の30を、5時から9時までにあつては使用に係る施設の9時から12時までの時間区分に定める額に100分の30をそれぞれ乗じて得た額とする。

5 略

6 略

別表第4（第9条、第14条関係）

冷暖房の使用料

（単位 円）

	時間	冷暖房
略	略	略
マルチホール	略	略
ホワイエ	1時間につき	1,000
略		略

備考

1 大ホールの舞台面のみを使用するときの使用料は、使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。

2 大ホール及びマルチホールの使用料には、ホワイエの使用料を含む。

3 略

3 略

4 略

別表第4（第9条、第14条関係）

冷暖房の使用料

（単位 円）

	時間	冷暖房
略	略	略
マルチホール	略	略
略		略

備考

1 大ホールの舞台面のみを使用するときの使用料は、使用料の額に5割を乗じて得た額とする。

2 略

議第118号関係

熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新		旧	
別表第2 組合の共同処理する事務		別表第2 組合の共同処理する事務	
略	略	略	略
第3条第10号に関する事務	菊池市、上天草市、阿蘇市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町	第3条第10号に関する事務	山鹿市、菊池市、上天草市、阿蘇市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
略	略	略	略